



私たちの町を守る

令和4年6月24日(日) 土砂災害対応連携訓練 @ラディアン花の丘公園

多発する局地的集中豪雨等による土砂災害対応を目的に、「土砂災害対応連携訓練」を実施しました。「土圧による救助障害」「掘削手法」(外掘り・一方掘り)など、消防署と消防団が基礎的な技術の習得、連携した活動を再確認できました。

多様化する災害への対応と体制強化



新年明けまして、おめでとうございます。平素より消防団活動に多大なるご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

現在も続いている新型コロナウイルスとの闘いも4年目となり、ウイルスは変異を繰り返しながら感染力を強めるなど、今もなお、私たちの生活に影響を与えており、予断を許さない状況にあります。そのような中ではありますが、二宮町消防団では消防力維持のために、昨年7月より、それまでの縮小活動から通常活動に戻しました。さらに、消防署と合同での「土砂災害対応訓練」や「散水設備を活用した訓練」などの実施、「火災防ぎよ戦術の勉強会」の開催など、

多様化する災害への対応に向けて、知識習得と技術向上を図っております。

また、体制強化のため1月には機能別消防団員10名が新たに、2月には初の女性消防団員が誕生しました。総員88名の少数ながらの精鋭の消防団として、先輩方が築き上げた伝統と実績に恥じぬよう、自己研鑽に励み、消防本部・消防署と連携強化を図りながら二宮町の安心・安全を届けるよう努力して参ります。

二宮町消防団長 渡邊 恒文

新たな10名の機能別消防団員 (1月~)

本部



- 田津原寿一
- 井上 岳一
- 仲手川佳宏
- 杉本 章彦
- 田中 栄吉
- 菅原 将洋
- 水島 正人
- 山本 浩人
- 橘川日出夫
- 井上 幸彦



機能別消防団員は、水火災、大規模な救急事故、その他災害が発生し、又は、発生が予想される現場において、消防団の災害対応能力の補完及び向上を目的としています。

二宮町消防団初の女性消防団員 (2月~)

本部



公文友子

女性消防団員も、発生した災害に対処できるよう、他の消防団員と同様に各種訓練を行います。災害発生時には団本部付として出動し、消防団の指揮本部として消防団長・副団長を補佐する役割を担います。そのほか、庶務・予防・警防などの業務を支援する活動などがあります。

頼もしい7名の新入団員 (4月~)



根岸裕也



滝 徹也



大瀧道明



西條将崇



落合 倫



小島隆広



井ノ上真太郎



消防団員は、管轄分団に組織され、各種訓練や予防運動を実施します。また、災害発生時には、分団長の指揮のもと活動します。



二宮町に移住して4年が経とうとしています。子供が火災予防運動の巡回を見るのが好きで、そのときに勧誘を受けました。子供はまだ小さいこと、仕事も自営ではあるものの出張が多く不定期であるため、最初は入団に躊躇していましたが、義兄が消防団員であり、そのことが実際に役に立ったことがあり、仕事と家庭を優先し消防団の活動がある範囲で構わないという先輩の方の言葉もあり、さらには妻の勧めもあって入団を決意しました。消防団に入ってから、子供の保育園送迎の際、毎朝夕のように二宮町消防署の前をわざわざ送迎し回りして見えています。子供が働く車が好ましく、消防団の方々がいつ起こるかわからない有事を想定し、日々厳しい訓練等を行っているのを見ているのを拝見しています。本当に頭が下がる思いです。それは消防団も同じことで、先輩方は仕事や家庭があるなかで定期訓練等の活動を行い、有事に備えていられるというのには、本当に凄いことだと思っています。私は昨年夏頃から参加できず、関係で訓練にはあまり参加できていませんが、消防団の活動は本当にやりがいのあることだと思っています。先輩方の姿に刺激を受け、見習い、出来る限り活動に参加し、地域のために何か少しでも貢献できたいと思います。

第四分団 滝 徹也

(消防団員の氏名は敬称を略して掲載しています)

公務災害補償制度
被服の貸与金
退職報償制
表彰制度

【お問合せ】
消防本部
消防課庶務班
☎72-0015

消防団員募集

町内在住・在勤で18歳以上の方なら、どなたでも応募できます

消防団員の服務・補償・表彰等は条例・規約・規程で定められています

- 二宮町消防団設置に関する条例(条例第25号)
- 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例(条例第26号)
- 二宮町消防団員等公務災害補償条例(第11号)
- 二宮町消防団員服務規則(規則第12号)
- 二宮町消防団の組織等に関する規則(規則第10号)
- 二宮町消防団表彰規程(規程第8号)

令和5年二宮町消防出初式

令和5年1月8日(日)
於：ラディアン大ホール

神奈川県消防協会湘南支部表彰・二宮町消防団表彰

(在籍年数・階級順)



第1分団分団長
杉崎 総一
(釜野)



第4分団分団長
秋山 周一郎
(中里)

神奈川県消防協会湘南支部
表彰実施要綱

第3条 前条第1号の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者にこれを行う。

(1) 消防団員(部長以上の者で団長の推薦する者)として、平素よく消防業務に精励し、その成績が特に優秀にして功績顕著な者

神奈川県消防協会 湘南支部長表彰



第5分団班長
関野 浩行
(緑が丘2)

職歴が20年以上で勤務成績が優秀であり、かつ他の模範となる団員に対する表彰

神奈川県知事表彰 (在職20年表彰)



第1分団副分団長
杉崎 総一
(釜野)

第1分団副分団長
三枝 公一
(梅澤)

第3分団副分団長
神保 二郎
(松根)

(二宮町消防団表彰規程)
第6条 精勤表彰は、次の各号に該当する者であつて、団務に精励し、成績が特に優秀であると認められたものに対して行うものとする。

(1) 在職年数が当該年度末において10年に達する者

(2) 前項の表彰は(中略)同項第2号は町長が、表彰状及び記章を授与するものとする。ただし、特段の事由があるときは、この限りではない。

二宮町消防団 精勤表彰 (在職10年)



二宮町消防団 精勤表彰 (在職5年)

(二宮町消防団表彰規程)
第6条 精勤表彰は、次の各号に該当する者であつて、団務に精励し、成績が特に優秀であると認められたものに対して行うものとする。

(1) 在職年数が当該年度末において5年に達する者

(2) 前項の表彰は、同項第1号は団長が(中略)表彰状及び記章を授与するものとする。ただし、特段の事由があるときは、この限りではない。



第1分団班長
野谷 稔
(茶屋)

第2分団班長
矢島 弘也
(下町)

第2分団班長
河合 住吉
(下町)

第2分団班長
湯田園 隼人
(中町)

第3分団班長
堀内 道孝
(松根)

第4分団班長
石田 博義
(中里)

第4分団班長
秋山 広樹
(中里)

第5分団班長
橘川 和典
(二色)

二宮町消防団 精勤表彰 (在職5年)



内海 力様
(元第2分団班長)
(昭和40年度〜42年度)

内海 申了様
(元第2分団班長)
(平成元年度〜4年度)

内海 央人
(第2分団団員)
(令和2年度)

城所 栄一様
(元第4分団班長)
(昭和49年度〜56年度)

城所 征四郎様
(元第4分団分団長)
(平成6年度〜17年度)

城所 真幸
(第4分団団員)
(令和2年度)

(二宮町消防団表彰規程)
第4条 家族功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するときに表彰するものとする。

(1) 在職2年以上の消防団員のうち、血縁を問わず、祖父母及び父母がいずれも2年以上二宮町消防団に在職したものの、前号に定めるもののほか、町長が特別に認めたもの。

(2) 前項の表彰は、町長が、表彰状を授与するものとする。ただし、特段の事由があるときは、この限りではない。

家族功労表彰